

施策 4-5 環境と調和した快適な住環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進行により、今後、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加する傾向にあることから、高齢者が住み慣れた持ち家で安心して暮らせるような住環境づくりのために、住宅のバリアフリー化に対する相談・支援など公的機関の関与の必要性が高まっています。

また、社会情勢の変化や核家族化などの進行により、町営住宅の入居申込みや相談件数も増加する傾向にあり、こうした需要に応えるために町営住宅の整備と適正な管理を行う必要があります。

しかし、既設の住宅の中には建築から40年以上が経過し、老朽化が進むなど改築が必要な住宅が増加しているほか、消防法の改正により火災報知器の設置が義務化されることに対する対応も新たな課題となっています。

さらに、今後、三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジ（仮称）が供用されることにより、都市部との交通アクセスが向上します。このことにより中高年齢者等の※Uターン者や自然志向の若者の※Iターン者などが、本町に住宅を求める機会が増加するという事も見込まれます。

このため、既存の住宅ストックを最大限に活用し、町の恵まれた自然環境の中で、誰もが安全に安心して生活できるような住環境の整備を進めることで、定住人口の維持を図ることが必要となっています。

※Uターン 都市部に移住した人が再び出身地に戻ること。
※Iターン 都市部で生まれ育った人が地方へ移り住むこと。

【基本事業】

4-5-1 町営住宅の整備

町営住宅ストック総合活用計画に基づき建替・補修を推進し、町営住宅の安全性及び快適性の向上を図ります。

4-5-2 高齢者・障害者住宅の充実

関係機関などとの連携の下、持ち家のバリアフリー化に対する相談支援体制を整備し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、並びに障害者が安心して暮らせる住環境の確保に努めます。

4-5-3 定住人口維持に向けた住宅地の検討

中高年のUターン者や自然との共生を望む若者などの定住意向を調査し、空き家などの既存ストックの有効活用や民間事業者による分譲の可能性を含め、総合的に住宅地整備の検討を行います。

基本事業	主要事務事業
町営住宅の整備	・町営住宅建替事業 ・火災報知器設置事業
高齢者・障害者住宅の充実	・バリアフリー化等に対する相談支援事業
定住人口維持に向けた住宅地の検討	・（仮称）定住化促進構想策定事業 ・既存住宅ストックの有効活用の促進 ・U・Iターン意向調査事業 ・民間宅地分譲の可能性の調査検討

施策 4-6 道路交通網の充実

【現状と課題】

本町の道路交通網は、国道45号と国道398号を基軸とし、県道5路線及び都市計画街路や幹線町道により主要な道路ネットワークを形成しています。

しかし、高速交通体系からの隔たりが地域産業の振興、発展や広域的な地域間交流等を阻害する要因となっており、三陸縦貫自動車道の早期整備が最大の課題となっています。

また、国道・県道等主要道路や都市計画街路・主要幹線町道の整備促進は、道路ネットワークを確立する上で重要であり、区内を連絡する生活関連道路についても、町民の豊かな暮らしと安全を確保するため、計画的に整備推進を図っていく必要があります。

【基本事業】

4-6-1 高速交通網の整備促進

地場産品の流通の拡大、観光等を通じた交流人口の拡大等、地域産業経済の振興を図るとともに、地震・津波等防災上の観点から三陸縦貫自動車道の早期整備を促進します。

4-6-2 国道・県道等基幹道路の整備促進

本町と都市部を連絡し、地域産業経済の振興上重要な役割を果たしている国道については、急カーブ箇所等の改良や歩道等の整備を促進します。

また、国道を補完し道路ネットワークの骨格を形成する県道についても、市街地の交通渋滞・混雑の大きな要因となっている交差点の改良や狭隘で危険な箇所の改良整備を促進します。

4-6-3 都市計画街路及び主要幹線町道の整備推進

市街地における都市基盤の整備と交通混雑の緩和のため、都市計画街路の整備を促進し

ます。また、国・県道や主要施設間等、旧町間を連絡するルートの利便性と交通の円滑化を図るため、主要幹線町道の整備を促進します。

4-6-4 生活に密着した道路の整備推進

地域住民が日常生活に利用している地区（集落）内の道路整備については、交通量等利用状況や緊急性・用地の状況等を総合的に判断した上で、計画的に推進します。

4-6-5 美しい道路環境の形成と適切な道路維持管理事業の推進

道路施設の適切な維持管理により、道路環境の保全、施設の安全確保・延命化を図ります。また、道路愛護会活動等を通じて道路愛護精神の普及に努め、町民との協働による道路環境美化を推進します。

基本事業	主要事務事業
高速交通網の整備促進	・三陸縦貫自動車道「登米・志津川道路」の整備及び志津川インターチェンジ（仮称）アクセス道路の整備促進 ・三陸縦貫自動車道関連事業の調整（町道等関係施設の調整）
国道・県道等基幹道路の整備促進	・国道45号、国道398号の改良及び歩道設置等の整備促進 ・国・県道交差点の改良整備促進（国土交通省、宮城県） ・国・県道現道対策の促進（国土交通省、宮城県）
都市計画街路及び主要幹線町道の整備推進	・都市計画街路、主要幹線町道の整備推進
生活に密着した道路の整備推進	・生活関連町道の改良整備推進
美しい道路環境の形成と適切な道路維持管理事業の推進	・町道維持管理事業 ・市街地の排水対策推進 ・道路愛護会活動事業